

平成31年第1回府中町議会定例会

会 議 録（第1号）

1. 開 会 年 月 日 平成31年3月8日（金）

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 平成31年3月8日（金）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 出席議員（16名）

議長	中 村 武 弘 君	副議長	西 友 幸 君
1 番	岩 竹 博 明 君	2 番	木 田 圭 司 君
3 番	橋 井 肇 君	4 番	梶 川 三 樹 夫 君
5 番	繁 政 秀 子 君	6 番	山 口 晃 司 君
7 番	二 見 伸 吾 君	8 番	上 原 貢 君
9 番	益 田 芳 子 君	10 番	児 玉 利 典 君
11 番	林 拓 君	13 番	中 村 勤 君
14 番	西 山 優 君	18 番	力 山 彰 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 欠席議員（1名）

17 番 小 菅 卷 子 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 付議事件

1 会議録署名議員の指名

2 会期の決定

3 諸報告

（1）議長報告

（2）常任委員会委員長報告

（3）議会運営委員会委員長報告

（4）議会報特別委員会委員長報告

（5）監査委員報告

4 町長報告

・行政報告

・報告第 1 号 専決処分の報告について

・報告第 2 号 専決処分の報告について

・報告第 3 号 専決処分の報告について

・報告第 4 号 専決処分の報告について

5 第 1 号議案 平成 30 年度府中町一般会計補正予算（第 7 号）

6 第 2 号議案 平成 30 年度府中町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

7 第 3 号議案 平成 30 年度府中町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

8 第 11 号議案 府中町退職手当基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止
について

9 第 12 号議案 府中町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

10 第 13 号議案 町道路線の認定について

11 第 14 号議案 指定管理者の指定について

12 第 15 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について

~~~~~〇~~~~~

7. 説明のため会議に出席した者

|               |   |       |
|---------------|---|-------|
| 町             | 長 | 佐藤信治君 |
| 副町            | 長 | 岡野浩子君 |
| 教 育           | 長 | 高杉良知君 |
| 企 画 財 政 部     | 長 | 戸田秀生君 |
| 総 務 部         | 長 | 坂本雅司君 |
| 福 祉 保 健 部     | 長 | 山西仁子君 |
| 生 活 環 境 部     | 長 | 金光一隆君 |
| 建 設 部         | 長 | 井上貴文君 |
| 向洋駅周辺区画整理事務所  | 長 | 脇本哲也君 |
| 消 防           | 長 | 寺尾光司君 |
| 教 育 部         | 長 | 奥田米穂君 |
| 総 務 部 次 長     |   | 大塚圭子君 |
| 福 祉 保 健 部 次 長 |   | 新見公平君 |
| 生 活 環 境 部 次 長 |   | 屋敷学君  |

|            |        |
|------------|--------|
| 建設部次長兼監理課長 | 池口豊記君  |
| 財政課長       | 胡子幸穂君  |
| 職員課長       | 森太君    |
| 福祉課長       | 倉崎誠一郎君 |
| 高齢介護課長     | 中本孝弘君  |
| 町民生活課長     | 岩崎雅男君  |
| 都市整備課長     | 磯亀智君   |
| 下水道課長      | 原田司君   |
| 区画整理課長     | 岡村紀行君  |
| 予防課長       | 新宅和彦君  |
| 総務課長（教委）   | 谷口充寿君  |
| 社会教育課長     | 山下賢二君  |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 8. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 榎並隆浩君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 9. 議事の内容

（開会 午前 9時30分）

○議長（中村武弘君） それでは改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は16名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、平成31年第1回府中町議会定例会を開会いたします。

（開議 午前 9時30分）

○議長（中村武弘君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定いたしました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（中村武弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

- 4 -

ます。

次に、２月７日、府中・坂地区水道整備協議会に出席いたしました。この件につきましても、後ほどの町長の行政報告がございますので、詳細については割愛させていただきます。

なお、ただいま報告いたしました詳しい資料につきましては、事務局でございますので、参考にいただければと思います。

以上で議長報告を終わります。

次に、各委員会の委員長報告を行います。

総務文教委員会、西山委員長、お願いいたします。

○１４番（西山 優君） 皆さん、おはようございます。総務文教委員会の報告をさせていただきます。

１２月定例会以降、２月２５日に委員会並びに協議会を開催しました。

委員会では、本年４月１日からの町の組織変更に伴う閉会中の事務調査事項について協議しております。その結果、現在の事務調査事項に防災に関する事務調査を追加することとし、本定例会へ、閉会中の継続調査申し出の変更について提出することを決定しました。

その他、行政視察の大まかな日程調整を行っております。

また、定例会前ということで協議会に切りかえて、提出予定の案件について説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上をもちまして総務文教委員会の報告を終わります。

○議長（中村武弘君） 厚生委員会、委員長報告をお願いいたします。

力山副委員長。

○１８番（力山 彰君） 皆さん、おはようございます。厚生委員会副委員長の力山でございます。本日は、委員長が欠席のため、私がかわって厚生委員会の報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

平成３０年１２月定例会以降、２月２６日に委員会及び協議会を開催しております。

委員会では、閉会中の委員会事務調査申し出により、「ネウボラふちゅうの取り組みについて」と題して、福寿館に子育て支援課分室が設置されてもうすぐ１年になることから、平成３０年度の子育て支援メニューや現在の状況について説明を受けまし

た。

また、本年４月１日からの町の組織変更に伴う閉会中の事務調査事項について、協議しております。

なお、厚生委員会は、現在の事務調査事項から変更せず、他の常任委員会とは異なり、本定例会に閉会中の継続調査申し出の変更を提出しないことを確認しました。

その他、行政視察の大まかな日程調整を行っております。

また、３月定例会前ということで協議会に切りかえて、提出予定の案件について説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上で厚生委員会の報告を終わります。

○議長（中村武弘君） 建設委員会、上原委員長、お願いいたします。

○８番（上原 貢君） おはようございます。建設委員会の報告をさせていただきます。

１２月定例会以降、２月２７日に委員会及び協議会を開催しております。

２月２７日の委員会では、工事請負契約の締結の報告について及び工事請負変更契約の締結の報告についての報告を受けました。

また、本年４月１日からの町の組織変更に伴う閉会中の事務調査事項について協議しております。その結果、現在の事務調査事項から下水道事業に関する事務調査を削除することとし、本定例会へ、閉会中の継続調査申し出の変更についてを提出することを決定いたしました。

その他、行政視察の大まかな日程調整を行っております。

また、３月定例会前であるため協議会に切りかえ、３月定例会に向けた案件の概要説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上で建設委員会の報告を終わります。

○議長（中村武弘君） 議会運営委員会、二見委員長、お願いいたします。

○７番（二見伸吾君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告をさせていただきます。

１２月定例会以降は、去る２月８日と一昨日の３月６日に議会運営委員会を開催しております。

２月８日の委員会では、４つの議題について審議をしています。

そのうち、決算審査特別委員会の委員構成について、組織改正に伴う府中町議会委員会条例の改正について、国旗及び町旗の議場設置についての３つの議題については、皆さんも御承知のとおり、去る２月１８日の全員協議会にて審議をしておりますので、詳細な説明は省略しますが、４つ目として、議場での発言（議会の品位の保持）について審議をしております。これは、昨年１２月議会の発言を受け、議場での発言の際、遵守すべきことを確認をいたしました。

その確認した内容を申しますと、議会は「言論の府」と言われ、さまざまな政策課題に対して、熟議をもって判断する議事機関であります。そのため、住民から負託を受けた議員の議会や委員会での発言は、最大限尊重されるべきものでありますが、一方で、会議等での発言は一定の制限もあります。

地方自治法では、「議会の会議または委員会においては、議員は無礼な言葉を使用し、または他人の私生活にわたる言論をしてはならない」とされており、府中町会議規則においても、「議員は、議会の品位を重んじなければならない」とされています。これらのことは十分理解されていると思いますが、改めて確認しますといった内容であります。

次に、３月６日の委員会では、今定例会の運営についてということで、１２月定例会以降に受理された陳情等の報告や、会期及び議員提出議案についての協議を行いました。

また、去る２月１８日の全員協議会での皆さんの御意見を受け、決算審査特別委員会の委員構成については、従来どおり、議会選出監査委員を除く議席番号の奇数番と偶数番の半数ずつで毎年交互に委員構成することに決定をいたしました。

国旗及び町旗の議場設置についても、設置は旗を壁にかける方法、材質はアルミ複合版、大きさは縦７００ミリ、横１，０５０ミリとすることを決定をいたしました。

なお、設置箇所については、事務局と正副委員長に一任されております。

その他、選挙管理委員及び補充員の選挙について、説明を受けております。

以上、議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（中村武弘君） 議会報特別委員会、岩竹委員長、お願いいたします。

○１番（岩竹博明君） 皆さん、おはようございます。議会報特別委員会の報告をさせていただきます。

１２月定例会以降、議会報特別員会は１２月１８日の定例会閉会後、１２月２８日、

1月16日、昨日3月7日の4回開催しております。

12月18日の委員会では、議会だより第152号の執筆者や発行までの日程の確認を行いました。

12月28日の委員会では、原稿の校正と写真調整を、1月16日の委員会では、初校により見出しや記事内容などの校正を行いました。

また、昨日、3月7日の委員会では、今定例会の内容をお知らせする議会だより第153号の編集に向けて、執筆者の決定や発行までの日程調整について協議を行いました。

なお、広島県町議会議長会主催の平成30年度町議会広報コンクールの写真部門において、平成30年5月発行の議会だよりの表紙写真が最優秀賞を受賞しましたことをあわせて報告いたします。

以上で議会報特別委員会の報告を終わります。

○議長（中村武弘君） 次に、監査委員報告をお願いいたします。

益田監査委員。

○9番（益田芳子君） 皆さん、おはようございます。

それでは、監査委員報告をさせていただきます。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく例月出納検査ですが、平成30年11月分を12月20日に、12月分を1月15日に、1月分を2月15日にそれぞれ実施をいたしました。

なお、11月分及び12月分の出納検査は、代表監査委員土井精二並びに監査委員益田芳子の両名で実施をいたしましたが、1月分につきましては、監査委員益田芳子の実施しております。

検査の結果につきましては、お手元に配付しております資料のとおり、いずれも現金の出納事務は適正に処理されていることを認めました。

次に、地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査ですが、平成30年度第3期定期監査を平成30年11月12日から平成31年1月25日までの間、教育委員会、学校教育課を対象に実施しました。

監査の方法は、平成30年度に属する財務に関する事務が関係法規及び予算に基づき適正に執行されているか、関係書類を検査、照合するとともに、必要に応じ、所属職員から聴取を行いました。



監査の結果につきましては、お手元に配付している資料のとおりです。

おおむね適正に処理されていたと表現させていただきました内容ですが、旅費の請求に関し、所定の期間内に事務処理が行われていないものや、納入通知書兼領収書に納入期限の記載のないものが見受けられました。

支出負担行為に関しては、決裁日の記入のないものや、契約事務について添付資料のないものや、適用条文の誤りが見受けられました。

また、各小・中学校において、資金前渡について、夏休み等長期休暇のため所定期間内に精算が行われていなかったものや、郵便切手類使用簿の誤記入、学校長の出張に際し、教育部長の決裁が行われていないものがありましたので、口頭での注意を行ったところです。

そして、公共施設における駐車場の利用についてということで、昨年10月に財政課が策定した公の施設の使用料と手数料の見直し方針に基づき、教育施設のみならず公共施設全般における駐車場の一部有料化に関する考えを示していただきたいとの指摘要望を口頭で行っております。

以上で監査委員報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村武弘君） 以上で全ての報告を受けましたので、各報告に対する質問に入ります。

まず、議長報告に対して質問ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、次に参ります。

総務文教委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、次に参ります。

厚生委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、次に参ります。

建設委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、次に参ります。

議会運営委員会委員長報告に対して質問のある方。

西議員。

○12番（西 友幸君） 議会で何が失礼なんか、何がどうなんかいというのは私はっきり  
ようわからんのですが、それ一定示していただきたいというのと、フェイスブックや  
ネット、あるいは新聞ですね。そういったものに流すほうがよっぽど私は非礼だと思  
うんじゃが、その辺は検討していただきたい思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中村武弘君） 委員長、どうですかね。自席でいいです。

○7番（二見伸吾君） どういった言葉が当たるのかということですが、今回こ  
ういうような形で報告をさせていただいたということは、非国民という言葉は少なく  
ともそれに当たるということでもあります。

それ以外の一々ね、この言葉はどうかということについては、その場合のケース、  
ケースによって違う場合もありますので、必ずしも例示をするということは適切でな  
いと、このように考えます。

それと、もう一点出されましたけれども、議会の中における発言は公の場で発言し  
たということになりますので、当然議会での発言は町のホームページにも議事録とし  
て載っておりますし、そこでの発言が公に出るということについては、全く問題がな  
いと、このように考えております。

○議長（中村武弘君） 西議員。

○12番（西 友幸君） 以前はですね、最近すごく議会もおとなしくなってるん  
ですが、これ基本的にいろんな方私知っとるんじゃが、言っているかどうか。社会党のY  
さんとかいろんな武勇伝ありますけど、もうけんかなんかしょっちゅうだったですね。  
私はそう聞いとるんですが、もう言いたいことも、やりたいことも、殴り合いで取っ  
組み合いでやっておられたと思うんですよ。

議会というのは、私はある意味でそういうのはやむを得んのではないかと思うとん  
です。例えば、思想と思想のかかわり合いね。ものに対する考え方。それが失礼に当た  
るか当たらんかいというのは当人同士の問題であって、私は失礼に一つも当たらんと思  
うから、一言だけ言わせておいていただきます。

○議長（中村武弘君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、次に参ります。

議会報特別委員会委員長報告に対して質問のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、次に参ります。

監査委員報告に対して質問のある方。

梶川議員。

○４番（梶川三樹夫君） 監査報告の中で、最後に何か駐車場の有料化を検討するよう  
にというような話があったんですが、ちょっともうちょっと詳しく説明をお願いします。  
す。

○議長（中村武弘君） 益田議員。

○９番（益田芳子君） 梶川議員の質問にお答えをいたします。

今回の要望事項の内容といたしまして、主な指摘事項は公共施設における駐車場の  
利用についてということで行っております。

○議長（中村武弘君） よろしいですか。

益田議員。

○９番（益田芳子君） それでは、少し具体的にお話をしたいと思います。

公の施設の使用料と手数料の基本的な考えについて、これまでも府中町立学校に  
おける自家用車の公務使用に関する取扱要領は、平成２０年２月２６日に定めておら  
れます。

当町では、平成２５年６月に使用料・手数料の見直し方針を策定をいたしております。  
す。

しかし、それから５年が経過し、また平成３１年１０月には消費税率の改定が予定  
されていることから、このたび見直し方針を改定することといたしました。

○議長（中村武弘君） よろしいですか。

梶川委員。

○４番（梶川三樹夫君） 学校の駐車場なんかで、例えばスポーツしに行ったときに車  
で行って、それもお金がこれからは要るんじゃないかという提案をされたということ  
なのか、ちょっとお願いします。

○議長（中村武弘君） 益田議員。

○９番（益田芳子君） 現在、小・中学校の駐車場の状況は、７校の駐車可能台数は  
３３５台となって、公務使用の登録台数は今１９６台となっておりますので、その公

務に関してこの台数が決められてるということでございます。

○議長（中村武弘君） よろしいですか。

岩竹議員。

○1番（岩竹博明君） 梶川議員と同じ質問なんですが、これ今から調整を検討することなんですかね。それをいつごろまでに検討して、いつぐらいから実施したいのか、そういうところをちょっと。

○議長（中村武弘君） 益田議員。

○9番（益田芳子君） 今回は、財政に関する事務を総括する財政課に対し、考えを示すよう要望しておりますので、今後内容を検討され、報告が行われるとお聞きしております。

以上でございます。

○議長（中村武弘君） 繁政議員。

○5番（繁政秀子君） 根本的にみんながわかってないのは、今は使用料を取りよらんと思ってる、私らはね。それが話では、今度から使用料と取るのか、それとも以前話があったじゃないですか。府中市なんかは学校の先生の駐車場代金でも取るようになって、1回出したことがあるよね、議会でも。だから、それは今のところなしいうことでここまで来たんだけど、それを監査の人がどういう立場でその話になっていったのかいうのが、私らがわからん。

うちらが出したことはあるけど、それは先生のも取らないし、ほかの人のも取らないということで終わってたと思うんだけど、それを今から使用料取るようにどこから出て、どういう話で監査がそういうことを言うんかねというのがようわからんけ、何遍も質問しよるわけよ。

○議長（中村武弘君） 益田議員。

○9番（益田芳子君） 先ほども申し上げましたように、府中町立学校における自家用車の公務使用に関する取扱要領が平成20年2月26日に定めておられます。

その後、先ほども言いましたように、当町で平成25年6月に使用料・手数料の見直し方針を策定をいたしました。

しかし、それから5年がまた経過をいたしまして、このたび平成31年10月には消費税率の改定が予定されていることから、このたび見直し方針を改定することといたしましたということで、この件に関しましては、財政課に関する事務を総括する財

政課に対して考えを示すようにしておりますので、監査というよりも、財政が今後そういったことを検討されるということでございます。

以上です。

○議長（中村武弘君） よろしいですか。

ほかにごありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、以上をもって諸報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第４に入る前にしばらく休憩いたします。１０時１０分から再開いたします。休憩。

（休憩 午前 ９時５９分）

（再開 午前１０時１０分）

○議長（中村武弘君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第４、町長報告を行います。

最初に、行政報告からお願いいたします。

町長。

○町長（佐藤信治君） 皆さん、おはようございます。

本定例会は、平成３１年度予算についての御審議をいただくということで、予算特別委員会も設置されまして、本日から１８日までの１１日間の会期ということでございます。

なお、既にお伝えしておるところでございますけれども、さきの各常任委員会では、町長報告を含めて２２件の議題を提議させていただくと申し上げましたが、副町長選任同意議案を追加して提案させていただく予定でございますので、全部で２３件の議題となります。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、町長報告の行政報告３点行います。

１点目、２点目は、いずれも安芸地区衛生施設管理組合議会定例会の報告でありまして、１点目が平成３０年１２月２０日に開催されました平成３０年第２回定例会です。２点目が平成３１年２月２２日開催されました平成３１年第１回定例会でありま

す。

それでは、1点目の平成30年第2回定例会についてであります。議題は8件ございまして、監査委員の選任、職員の給与に関する条例の一部改正の専決処分の承認、広島県市町総合事務組合理約の変更、職員の給与に関する条例の一部改正、組合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正、平成29年度安芸地区衛生施設管理組合各会計歳入歳出決算の認定、平成30年安芸地区衛生施設管理組合一般会計補正予算第1号、平成30年安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算第1号でありまして、全て原案どおり同意、承認、議決をいたしております。

決算認定、それと補正予算の概要を申し上げますと、平成29年度の各会計歳入歳出決算は、一般会計、これはし尿処理でございますが、歳入が5億3,693万2,000円、歳出が4億9,884万4,000円で、差し引き3,808万8,000円の剰余でございます。

特別会計、これはごみ処理でございますが、歳入が17億5,254万円、歳出が16億8,255万円で、差し引き6,999万円の剰余金が出たということでございまして、各会計とも前年度に引き続き黒字決算ということであります。

平成30年度の一般会計及び特別会計補正予算は、今申し上げました平成29年度決算剰余金の繰越金を受けて、これに伴う市町負担金の減額等ございました。

2点目、平成31年第1回定例会の議題は5件ございまして、全て原案どおり可決をいたしました。

1件目は、平成30年度における組合経費の関係市町の負担金の負担方法についてでありまして、既に決定しておりますのは、従来均等割、人口割でございますが、平成30年7月豪雨災害による災害廃棄物処理に係る経費につきましては、災害廃棄物の搬入量による負担割合ということにいたしました。

2件目は、平成30年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算第2号でありまして、平成30年7月豪雨災害に係る廃棄物処理事業についての予算措置をするための補正予算でございました。

3件目は、平成31年度の組合経費の関係市町の負担金の負担方法でありまして、先ほど1件目で申し上げましたように、平成30年度の負担方法と同様に、従来の均等割、人口割に加えまして、平成30年7月豪雨災害による災害廃棄物処理に係る経費につきましては、災害廃棄物の搬入量による負担割合とするということでござい

す。これは搬入量が各町によって全く量が違いますので、それを実態に合うような負担方法に特別に決めたということでございます。

4 件目は、平成 31 年度一般会計予算で、歳入歳出それぞれ 6 億 2,410 万 8,000 円で、前年度比 9,424 万 5,000 円、率にして 17.8% の増額であります。

主な要因は、大規模修繕の実施により、し尿収集運搬業務に係る経費の増加によるものでございます。

5 件目は、平成 31 年特別会計予算で、歳入歳出それぞれ 9 億 6,953 万 8,000 円で、前年度比 3,688 万 6,000 円、率にして 4% の増加であります。

増額の主な要因は、労務単価の上昇等により修繕料の増加や単価上昇による燃料費の増加に伴い、予算が上昇したということであります。

以上が 1 点目、2 点目の安芸地区衛生施設管理組合議会定例会についてでございます。

3 点目は、府中・坂地区水道整備協議会の報告でございます。

当協議会は、平成 31 年 1 月 31 日に開催され、出席をいたしました。

まず、冒頭に、昨年 12 月の水道法の改正を受けまして、広域連携の推進、官民連携の推進について、広島市水道局の考え方の説明がございました。

広域連携につきましては、広島県と県内 21 市町で構成する広島県水道広域連携協議会を設置をして検討を進めているということでございます。

官民連携につきましては、広島市水道局といたしましては経営の効率化を図りながら、直接事業運営することを堅持するということございました。

本題に入りまして、1 件目の平成 31 年度広島市水道事業会計予算案の概要でございますが、収益的支出と資本的支出を合わせまして予算規模は 419 億 600 万円で、前年度比 24 億 4,800 万円、率にして 6.2% 増でございます。

主な増加要因は、建設改良費等の増加によるものでございます。

2 件目は、平成 31 年度府中地区水道施設整備計画でありまして、府中浄水場の給水系統切りかえの基幹的施設の整備 7 億 5,500 万円、府中浄水場ののり面の災害復旧、これに 2 億 9,500 万円など、全体事業費は 14 億 181 万円、前年度比 147.6% 増の大幅な増額というふうになっております。

整備計画書を参考資料として配付させていただいておりますので、ごらんいただきたいというふうに思います。

以上、町長行政報告３点でございます。以上でございます。

○議長（中村武弘君） ただいまの行政報告に対して質問のある方。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、行政報告を終わります。

続いて、報告第１号、専決処分の報告についてをお願いいたします。

町長。

○町長（佐藤信治君） 報告第１号 平成３１年３月８日提出。

専決処分の報告について。

府中町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について、平成３１年２月１２日に次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により報告する。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は、総務部長が行いますので、よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

総務部長。

○総務部長（坂本雅司君） おはようございます。総務部長です。

報告第１号、府中町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について、補足して説明をさせていただきます。

当該専決処分は、府中町議会の委任による町の専決処分事項の指定について、第１項に規定する条例の改廃で、法令の改廃に伴い引用する条番号もしくは語句または条文の整理を行い、かつ町独自の判断を伴わない条例を定めることに該当するものであることから、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分にて改正し、同条第２項の規定により議会に報告するものでございます。

このたびの改正は、学校教育法の一部が改正されることに伴い、条項が繰り下げられることから、これに合わせて条例中で引用している条項を整理するものです。



府中町自己啓発等休業に関する条例は、地方自治法第26条5に規定される自己啓発等休業について規定するもので、大学などの課程の履修や国際貢献活動の職員として参加を自己啓発等休業として承認する際に必要な事項を定めているものでございます。このうち、第4条第2項で引用しております学校教育法第104条第4項第2号が、規定が加わったため3項ずれて、第104条第7項第2号となるための改正でございます。

施行期日は、改正法の施行と同じ平成31年4月1日です。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君） 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、本件についての報告を終わります。

次に参ります。

続いて、報告第2号、専決処分の報告についてをお願いいたします。

町長。

○町長（佐藤信治君） 報告第2号 平成31年3月8日提出。

専決処分の報告について。

府中町火災予防条例の一部を改正する条例について、平成31年2月1日に次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

詳細説明は、消防長が行いますので、よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

消防長。

○消防長（寺尾光司君） おはようございます。消防長です。

報告第2号、専決処分の報告についてを補足して説明させていただきます。

当該専決処分は、さきのただいまの報告第1号と同様に、府中町議会の委任による町の専決処分事項の指定について第1項に該当するものでありまして、平成31年

2月1日に専決処分を行い、地方自治法の規定により本議会に報告させていただくというものでございます。

提案理由でございますが、建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴い、府中町火災予防条例の一部を改正したものでございます。

続いて、改正事項の概要でございますが、次の新旧対照表をごらんください。

火災予防条例第38条、屋内消火栓設備に関する基準を定めた条項でございますが、この条項中防火戸の構造について、建築基準法施行令を引用しておりますが、同施行令第112条第12項が廃止され、項番号の繰り上げが生じたことから、引用しております項番号、第112条第14項第2号を第112条第13項第2号に改めたものでございます。条文内容の変更等はございません

施行期日は公布の日からとし、平成31年2月7日に公布をしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　続いて、質問に入ります。

質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、本件についての報告を終わります。  
次に参ります。

続いて、報告第3号、専決処分の報告についてをお願いいたします。

町長。

○町長（佐藤信治君）　報告第3号　平成31年3月8日提出。

専決処分の報告について。

工事請負契約の変更について、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

府中町長　佐藤信治

補足説明につきましては、建設部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　補足説明。

建設部長。

○建設部長（井上貴文君）　おはようございます。建設部長です。

報告第3号、専決処分の報告について、補足して説明させていただきます。

今回の専決処分の報告につきましては、府中町議会の委任による町の専決処分事項の指定について第５項に規定する議会の議決を経て締結した建設工事の請負契約で、請負代金額の増額もしくは減額が当該請負代金額の１０分の２を超えない変更契約を締結することに該当することから、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分し、同条第２項の規定により議会に報告をさせていただくものでございます。

専決処分の内容でございますが、工事名は府中１号幹線改築工事、工事場所は府中町本町一丁目でございます。請負金額は、変更前１億５，７４１万円、変更後が１億７，７８７万９，２４０円で、２，０４６万９，２４０円の増額となっております。請負人は、広島市中区大手町四丁目６番１６号 株式会社共立でございます。

今回の工事の変更理由でございます。

平成３０年度、社会資本整備交付金、防災安全交付金の交付決定額に対しまして、工事の落札による入札差金が生じたため、次年度に予定しております箇所を本工事に追加し、整備の進捗を図るものでございます。

変更前の契約金額について、議会の議決を得た日は平成３０年６月２２日、専決処分年月日は平成３１年１月９日でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、本件についての報告を終わります。

次に参ります。

続いて、報告第４号、専決処分の報告についてをお願いいたします。

町長。

○町長（佐藤信治君） 報告第４号 平成３１年３月８日提出。

専決処分の報告について。

工事請負契約の変更について、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により報告する。

府中町長 佐藤信治

補足説明は、向洋駅周辺区画整理事務所長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

向洋駅周辺区画整理事務所長。

○向洋駅周辺区画整理事務所長（脇本哲也君） 報告第４号、専決処分の報告について、補足して説明いたします。

今回の専決処分の報告につきましては、先ほどの報告第３号と同様の規定により、本議会に報告させていただくものでございます。

専決処分の内容でございますが、工事名、街区整備工事３０－２。工事場所は府中町向洋駅周辺土地区画整理事業区域内。請負金額は、変更前が１億２，２７２万４００円、変更後が１億２，８１６万４，６８０円で、５４４万４，２８０円の増額です。請負人は、広島市東区矢賀新町四丁目７番６号 大政建設工業株式会社でございます。

今回の変更理由でございます。

本工事は、既存の現場打ちぐい８本を引き抜くものですが、実際に引き抜き作業を行ったところ、想定よりもくい径が大きく、また湾曲も確認されたため、既存ぐいに対応したくい抜き機などに変更したものです。

変更前の契約金額について、議会の議決を得た日は平成３０年９月７日、専決処分年月日は平成３１年２月７日でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、本件についての報告を終わります。  
次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第５、第１号議案、平成３０年度府中町一般会計補正予算（第７号）を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第１号議案 平成３１年３月８日提出。

平成３０年度府中町一般会計補正予算（第７号）

平成30年度府中町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,562万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ183億4,954万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第4表 地方債補正」による。

府中町長 佐藤信治

詳細な説明は、企画財政部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長（戸田秀生君） おはようございます。企画財政部長です。

第1号議案、平成30年度府中町一般会計補正予算（第7号）について、補足して御説明させていただきます。

それでは、第1条について、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明いたします。

12ページをごらんください。歳入です。

款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 民生費国庫負担金、節 児童福祉費負担金、保育所運営費負担金は、歳出、民生費に補正計上している私立保育所保育運営事業の特定財源で、2,329万4,000円の増額補正です。公定価格の改定による歳出事業費の増額に加え、3歳未満児の負担率が、従来国が2分の1、県が4分の1だったものが、国が100分の52.875、県が100分の23.5625となったことにより、負担額が変更になったものでございます。

続いて、施設型給付費負担金及び地域型保育給付費負担金は、歳出、民生費に補正計上している施設型給付・地域型保育給付事業の特定財源です。保育所運営費負担金

と同様に、公定価格の改定による歳出事業費の増額に加え、3歳未満児の負担率が変更になったことによるものでございます。施設型給付費負担金が1,038万3,000円の増額補正、地域型保育給付費負担金が1,056万1,000円の増額補正です。

続いて、項 国庫補助金、目 災害復旧費国庫補助金ですが、いずれも国の災害査定を受け、各事業の補助額が変更となったため、その差額を補正するものでございます。

節 農林業施設災害復旧費補助金、林業施設災害復旧事業補助金は、歳出、災害復旧費、林業施設災害復旧事業の特定財源で、1,624万3,000円の減額補正です。

節 土木施設災害復旧費補助金、土木施設災害復旧事業補助金は、歳出、災害復旧費、土木施設災害復旧事業の特定財源で、1,283万7,000円の減額補正です。

続いて、河川施設災害復旧事業補助金は、歳出、災害復旧費、河川施設災害復旧事業の特定財源で、136万7,000円の減額補正です。

節 都市災害復旧費補助金、都市災害復旧事業補助金は、歳出、消防費、災害対策事業及び、歳出、災害復旧費、都市災害復旧事業の特定財源で、1,144万9,000円の減額補正です。

節 災害廃棄物処理費補助金、災害等廃棄物処理事業補助金は、歳出、消防費、災害対策事業及び、歳出、災害復旧費、都市災害復旧事業の特定財源で、841万1,000円の増額補正です。

款 県支出金、項 県負担金、目 民生費県負担金、節 児童福祉費負担金、保育所運営費負担金は、歳出、民生費に補正計上している私立保育所保育運営事業の特定財源で、222万4,000円の減額補正です。補正理由は、国庫負担金と同様です。

続いて、施設型給付費負担金及び地域型保育給付費負担金は、歳出、民生費に補正計上している施設型給付・地域型保育給付事業に係る特定財源で、施設型給付費負担金が251万3,000円の増額補正、地域型保育給付費負担金は326万2,000円の増額補正です。補正理由は、国庫負担金と同様でございます。

13ページです。

項 県補助金、目 民生費県補助金、節 児童福祉費補助金、施設型給付費負担金は、314万5,000円の増額補正です。施設型給付費において、国庫負担対象額

を除いた地方単独分について、2分の1の県補助がつくものでございます。歳出、民生費に補正計上している施設型給付・地域型保育給付事業に係る特定財源で、公定価格の単価改定による事業費の増額により、補助額も増額となったものでございます。

款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整積立基金繰入金、財政調整積立基金からの繰入金は、本補正予算で必要となる一般財源を増額するものでございます。527万9,000円の増額補正です。

続いて、目 退職手当基金繰入金、退職手当基金からの繰入金は、61万2,000円の増額補正です。退職手当基金については、昭和61年に広島県町村職員退職手当組合脱退による返還金を元に基金を設置し、退職手当の支給に活用しておりましたが、平成23年度以降利用がなくなり、所期の目的を達したものとして基金を廃止し、基金残高を全額繰り入れるものでございます。歳出、総務費に補正計上している退職手当に充当しています。

款 諸収入、項 貸付金元利収入、節 総務費貸付金元利収入、職員共済会貸付金元金収入は、1,000万円の増額補正です。府中町職員共済会福利厚生資金として府中町職員共済会に1,000万円の貸し付けを行っていましたが、このたび返還の申し入れがあったため、増額補正するものでございます。

続いて、14ページです。

項 雑入、目 雑入、収入印紙売払収入は、150万円の増額補正です。歳出、総務費に補正計上している収入印紙購入事業の特定財源で、旅券申請件数の増加などにより、収入印紙の売り払い枚数が当初の見込みを上回ったため、増額するものでございます。

款 町債、項 町債、目 民生債、節 災害救助事業債、被災者援護事業債は、3,242万円の減額補正です。歳出、民生費に補正計上している被災者援護事業、災害援護資金貸付金の特定財源ですが、貸し付けの申し込みがなかったことから、歳出の事業費とともに全額減額するものでございます。

目 土木債、節 道路橋りょう事業債、狹隘道路整備等促進事業債は、20万円の増額補正です。歳出、土木費、狹隘道路整備促進事業の特定財源で、補助事業の追加募集により事業費が増額となったため、補助裏の起債について、増額補正するものでございます。

節 都市計画事業債、向洋駅周辺土地区画整理事業債は、80万円の増額補正です。

歳出、土木費、向洋駅周辺土地区画整理事業の特定財源です。平成30年6月に起こった大阪北部地震のブロック塀倒壊による死亡事故を受け、緊急改修を行った区画整理事務所のブロック塀について、国の第2号補正予算において、学校教育施設以外の公共施設におけるブロック塀改修に係る経費につきましても起債が適用されることとなったため、増額補正するものでございます。

節 小学校事業債、府中南小学校施設改修等事業債は、230万円の増額補正です。歳出、教育費に補正計上している府中南小学校便所改修工事設計業務委託料の特定財源です。事業費が増額となり、また当初起債充当率が75%である学校債を充てることとして計上しておりましたが、起債の種別を変更し、起債充当率100%となる緊急防災・減災事業債を適用することといたしました。これに伴い、増額補正するものでございます。

節 社会教育債、留守家庭児童会施設整備事業債は、160万円の増額補正です。歳出、教育費、府中南小学校放課後児童クラブ（留守家庭児童会）増築工事の特定財源で、事業費が増額となったため、起債についても増額補正するものです。

なお、歳出につきましては、流用による予算現額の増額で対応しております。

続いて、目 災害復旧債ですが、災害復旧費国庫補助金と同様に、いずれも国の災害査定の結果を受けまして、補助分及び単独分の起債の借入可能額が変更となったため、増額または減額するものでございます。

節 補助災害復旧事業債、林業施設災害復旧事業債は、歳出、災害復旧費、林業施設災害復旧事業の特定財源で、660万円の増額補正です。

続いて、土木施設災害復旧事業債は、歳出、災害復旧費、土木施設災害復旧事業の特定財源で、10万円の増額補正です。

続いて、河川施設災害復旧事業債は、歳出、災害復旧費、河川施設災害復旧事業の特定財源で、70万円の減額補正です。

続いて、都市災害復旧事業債は、歳出、消防費、災害対策事業及び、歳出、災害復旧費、都市災害復旧事業の特定財源で、530万円の減額補正です。

節 単独災害復旧事業債、林業施設災害復旧事業債は、歳出、災害復旧費、林業施設災害復旧事業の特定財源で、1,830万円の増額補正です。

続いて、土木施設災害復旧事業債は、歳出、土木費、公園維持管理事業、歳出、災害復旧費、林業施設災害復旧事業及び土木施設災害復旧事業の特定財源で、

3, 750万円の増額補正です。

続いて、河川施設災害復旧事業債は、歳出、災害復旧費、河川施設災害復旧事業の特定財源で、700万円の増額補正です。

続いて、都市災害復旧事業債は、歳出、災害復旧費、都市災害復旧事業の特定財源で、130万円の増額補正です。

続いて、清掃施設災害復旧事業債は、歳出、災害復旧費、清掃施設災害復旧事業の特定財源で、350万円の増額補正です。

15ページから歳出です。

款 総務費、項 総務管理費、目 人事管理費、職員給与費事業（人事管理費）は、退職手当3, 152万3, 000円の増額補正です。当初、定年退職者等10名分の予算を計上しておりましたが、今年度末で早期退職を希望する者が3名増加したため、増額するものでございます。

続いて、目 諸費、収入印紙購入事業は、消耗品費150万円の増額補正です。旅券申請件数の増加などにより、収入印紙の売り払い枚数が当初の見込みを上回ったために増額するものでございます。

款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉総務費、介護保険特別会計繰出金事業は、介護保険特別会計の補正に伴い、必要な一般財源を繰り出すもので、158万9, 000円の増額補正です。

16ページです。

項 児童福祉費、目 保育所費、私立保育所保育運営委託事業、保育運営費委託金は、2, 835万2, 000円の増額補正です。国の人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じた保育士等の処遇改善等により、公定価格の単価改定がなされ、事業費が増額となったものです。

続いて、施設型給付・地域型保育給付事業の施設型給付費は2, 747万1, 000円、地域型保育給付費は1, 662万5, 000円の増額補正です。保育運営費委託金と同様に、公定価格の単価改定により、事業費が増額となったものです。

項 災害救助費、目 災害救助費、被災者援護事業、災害援護資金貸付金は、3, 242万円の減額補正です。平成30年7月豪雨災害を受け、9月補正で計上したのですが、貸付金の申込者がいなかったため、全額減額するものです。

17ページです。

款 土木費、項 道路橋りょう費、目 道路新設改良費、狹隘道路整備事業は、起債の充当増に伴う財源措置で、補正額はございません。

目 土地区画整理費、向洋駅周辺土地区画整理事業は、起債の充当増に伴う財源振替で、これも補正額はございません。

目 公園費、公園維持管理事業は、起債の充当増に伴う財源措置で、補正額はございません。

18 ページです。

款 消防費、項 消防費、目 災害対策費、災害対策事業は、国庫支出金及び起債の充当増に伴う財源振替で、補正額はございません。

款 教育費、項 小学校費、目 学校管理費、小学校施設改修等事業は、98 万円の増額補正です。府中南小学校便所改修工事設計業務委託料において、建築設計部門の人件費等の増額により、当初の見込みを上回ったため、増額するものでございます。また、起債については、学校債から緊急防災・減災事業債に見直しを行い、起債充当率が上昇したため、その分の財源振替を行うものでございます。

項 社会教育費、目 社会教育総務費、放課後児童クラブ（留守家庭児童会）整備事業は、起債の充当増に伴う財源振替で、補正額はありませぬ。工事着手に伴い地質調査を行ったところ、地盤改良に係る経費が当初の見込みを上回りました。歳出予算については流用により対応しましたが、事業費の増額に伴い起債の額も増額となったため、財源振替を行うものでございます。

19 ページです。

款 災害復旧費、項 農林業施設災害復旧費、目 林業施設災害復旧費、林業施設災害復旧事業は、起債の充当増などに伴う財源振替で、これも補正額はございません。

項 土木施設災害復旧費、目 土木施設災害復旧費、土木施設災害復旧事業は、起債の充当増に伴う財源振替で、補正額はございません。

目 河川施設災害復旧費、河川施設災害復旧事業は、起債の充当増に伴う財源振替で、これも補正額はございません。

20 ページです。

項 都市災害復旧費、目 都市災害復旧費、都市災害復旧事業は、起債及び国庫支出金の充当減に伴う財源振替で、これも補正額はございません。

項 衛生施設災害復旧費、目 清掃施設災害復旧費、清掃施設災害復旧事業は、起

債の充当増に伴う財源振替で、これも補正額はございません。

次に、第2条について、第2表、繰越明許費により御説明いたします。

3ページにお戻りください。追加です。

款 総務費、項 総務管理費、総合行政情報システム構築事業は、1,001万円の繰り越しです。平成31年5月1日に予定されている元号改正について、新元号に移行するための改修を行いますが、新元号の発表が平成31年4月に予定されているため、年度内に事業の完了が見込めないことから、繰り越しを行うものでございます。

款 土木費、項 道路橋りょう費、道路補修等事業は、470万円の繰り越しです。山田川改良詳細設計業務委託について、越水等に対応すべく現況水路の測量及び各種検討を行う必要がありますが、豪雨災害以降、土木建設部門の設計コンサルタントの対応業者の不足から年度内に完了が見込めず、繰り越しを行うものでございます。

続いて、道路新設改良事業は、1,109万6,000円の繰り越しです。八幡8号線道路改良工事において、災害の影響から、工事に使用するコンクリート2次製品の工場製作に時間を要したため、年度内に事業の完了が見込めず、繰り越しを行うものでございます。

続いて、補助街路整備事業は、2,953万7,000円の繰り越しです。みくまり北小学校線の地権者2名について、移転補償契約を締結しましたが、豪雨災害の影響により、補償対象家屋の解体がおこなわれているため、年度内に事業の完了が見込めず、繰り越しを行うものでございます。

続いて、橋りょう長寿命化事業は、1,168万円の繰り越しです。総社橋の劣化した伸縮装置を取りかえる予定でしたが、豪雨災害の影響により設計、工事に着手できず、年度内に事業の完了が見込めないため、繰り越しを行うものでございます。

項 都市計画費、都市計画調査事業は、197万1,000円の繰り越しです。公共交通網形成計画策定業務委託料において、豪雨災害の影響により、計画策定の作業を5カ月間中断せざるを得ない状況となったため、年度内に事業の完了が見込めず、繰り越しを行うものでございます。

続いて、向洋駅周辺土地区画整理事業は、2億945万9,000円の繰り越しです。豪雨災害における災害復旧事業等を優先的に施工させたため、街区整備工事及び移転交渉において、一部年度内に事業の完了が見込めず、繰り越しを行うものでございます。

内訳は、物件移転補償が 8 件、街区整備工事が 2 件、測量委託 1 件です。

続いて、県施行街路事業負担金事業は、2, 686 万 5, 000 円の繰り越しです。県の街路事業として、都市計画道路青崎池尻線の事業を実施しておりますが、用地買収等に繰り越しが発生したため、町の負担金にも繰り越しが発生するものでございます。

続いて、広島市東部地区連続立体交差事業は、721 万 9, 000 円の繰り越しです。豪雨災害における災害復旧事業等を優先的に施工させたため、年度内に完了が見込めず、繰り越しを行うものです。

款 消防費、項 消防費、災害対策事業は、3, 248 万 7, 000 円の繰り越しです。

内訳は、土砂災害警戒区域等図面作成委託料が 1, 547 万 3, 000 円、避難行動支援システム委託料が 1, 701 万 3, 000 円です。いずれも災害の影響により年度内の事業の完了が見込めず、繰り越しを行うものでございます。

続いて、避難施設整備事業は、725 万 7, 000 円の繰り越しです。マンホールトイレ用の備品について、災害の影響により発注時期が遅延したこと、また購入予定設備のうち可搬式ポンプについて、注文が殺到しており、納期が大幅に延伸となったため、年度内に完了が見込めず、繰り越しを行うものでございます。

次に、4 ページをごらんください。変更です。

款 災害復旧費、項 都市災害復旧費、都市災害復旧事業は、補正前 3, 600 万円から補正後 4, 221 万円への変更です。増額分の 621 万円について、被災家屋の撤去において、4 件のうち 2 件で移転作業が遅延しており、年度内に完了が見込めないため、繰り越しを行うものでございます。

次に、第 3 条について、第 3 表、債務負担行為補正により御説明いたします。

5 ページをごらんください。追加です。

地区センター管理運営委託料は、町内地区センター（東地区センター、総社会館、鶴江地区センター）の管理運営を、指定管理者に行わせるため基本協定を締結する必要があることから、当該期間中の債務負担行為を設定するものでございます。

期間は、平成 30 年度から平成 35 年度まで、限度額は 3, 193 万 5, 000 円です。

次に、6 ページをごらんください。廃止です。

15分。休憩。

(休憩 午前11時03分)

(再開 午前11時15分)

○議長(中村武弘君) 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長(中村武弘君) ただいまの説明に対し質疑を行います。質疑は15ページから20ページの歳出からページごとに行います。

まず、15ページで質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) なければ、次に16ページでございます。ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) なければ、次に17ページでございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) なければ、次に18ページでございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) なければ、次に19ページでございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) なければ、次に20ページでございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) なければ、次に歳入について質疑を行います。

12ページから14ページの歳入について、一括で質疑ございますか。

児玉議員。

○10番(児玉利典君) 14ページなんですが、よろしいでしょうか。

7番の教育費、教育債なんですけども、ここの中で南小学校の施設改修事業費ということで、本来は学校の施設修繕費で計画されとって、5カ年計画を立てて直していくというふうに聞いとるんですけども、今回南小については緊急防災費というのを使われとるんですが、この緊急防災費というのは、例えばマンホールトイレだとかなんとかの設営に使われる費用なんかと思ってます。

だから、多分合法なんですけども、質問は、前回私もですけども、各議員さん、

今までいろいろ質問されてきた中で、例えば東小であるとか北小であるとか、男女別にすべきじゃないかという話をさせてもらっとる中にそれも織り込んでもらっとると思うんですが、そういった南小以外のところもこの緊急防災費っていうのは使えないのかどうか、ちょっと教えてください。

○議長（中村武弘君） 答弁。

財政課長。

○財政課長（胡子幸穂君） 学校債ではなく、緊急防災・減災事業債というのを適用するということで、今回、府中南小学校施設改修等事業債増額をさせていただきました。

北小、東小についてもこの起債が使えないかという御質問ですが、この起債を使う形で整備をする計画で進めております。

以上です。

○議長（中村武弘君） 児玉議員。

○10番（児玉利典君） ありがとうございます。ぜひ5カ年と言わず、3年ないし2年というふうに短縮する意味でも効果があると思いますので、この事業を進めていただくことを強く要望しまして質問を終わります。

○議長（中村武弘君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、次に3ページ、4ページの第2表、繰越明許費について質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、次に5ページ、6ページの第3表、債務負担行為補正について質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、次に7ページから9ページの第4表、地方債補正について質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(中村武弘君) 日程第6、第2号議案、平成30年度府中町下水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題に供します

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(佐藤信治君) 第2号議案 平成31年3月8日提出。

平成30年度府中町下水道事業特別会計補正予算(第4号)

平成30年度府中町の下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億4,353万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

府中町長 佐藤信治

詳細説明につきましては、企画財政部長が行いますので、よろしくお願いします。

○議長(中村武弘君) 補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長(戸田秀生君) 第2号議案、平成30年度府中町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について、補足して御説明いたします。

それでは、第1条について、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明いたします。

7ページをごらんください。歳入です。

款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 事業費国庫補助金、節 下水道事業費補助金、流域関連公共下水道事業費補助金は、1億円の増額補正です。歳出、事業費に補正計上した流域関連公共下水道築造工事の特定財源で、補助率は2分の1でございます。

款 町債、項 町債、目 事業債、節 下水道事業債、流域関連公共下水道事業債は、1億1,000万円の増額補正です。歳出、事業費に補正計上した流域関連公共下水道築造工事の特定財源で、起債充当率は100%でございます。

8ページをごらんください。歳出です。

款 事業費、項 下水道事業費、目 公共下水道整備費、公共下水道長寿命化事業、流域関連公共下水道築造工事は、2億1,000万円の増額補正です。平成31年度に予定していた府中1号幹線改築更新工事について、国の2次補正で補助申請を行い、前倒しして実施するため、増額補正するものです。特定財源として、国庫支出金及び町債が充当されます。

次に、第2条について、第2表、繰越明許費について御説明いたします。

3ページにお戻りください。

款 事業費、項 下水道事業費、公共下水道整備事業は、4,652万1,000円の繰り越しです。

内訳は、関連公共下水道30-1築造工事が3,583万3,000円、関連公共下水道30-6築造工事が1,068万8,000円です。

関連公共下水道30-1築造工事は、工事箇所が榎川沿いであり、榎川護岸とともに工事施工路線の一部が崩落したため、護岸復旧まで工事着手ができなかったことにより、年度内に事業の完了が見込めず、繰り越しを行うものでございます。

関連公共下水道30-6築造工事は、工事箇所が区画整理事業区域内であり、区画整理工事の年度内完了が見込めなくなったことから、下水道整備工事についても繰り越しを行うものでございます。

続いて、公共下水道長寿命化事業は、2億1,000万円の繰り越しです。

内容は、先ほど歳出予算補正において御説明したとおりですが、議決後の着手とな

り、工期的に事業の完了が見込めないことから、全額繰り越しを行うものでございます。

次に、第3条について、第3表、地方債補正により御説明いたします。

4ページをごらんください。変更です。

下水道事業の限度額は、補正前が5億7,170万円、補正後が6億8,170万円です。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し質疑を行います。質疑は7ページ、8ページの歳入歳出を一括で行います。

質疑ございませんか。

西議員。

○12番（西 友幸君） 下水道全般についてなんですけど、よろしいですかね。今、下水道、大体完了までに何%ぐらい進んどるんでしょうかね。

○議長（中村武弘君） 下水道課長。

○下水道課長（原田 司君） ただいまのところ、平成30年4月1日現在で人口普及率で95.95%、概成10年で完了を考えております。

以上です。

○議長（中村武弘君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、次に3ページの第2表、繰越明許費について質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、次に4ページの第3表、地方債補正について質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(中村武弘君) 日程第7、第3号議案、平成30年度府中町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(佐藤信治君) 第3号議案 平成31年3月8日提出。

平成30年度府中町介護保険特別会計補正予算(第3号)

平成30年度府中町の介護保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,270万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億1,317万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

府中町長 佐藤信治

詳細説明につきましては、企画財政部長が行います。よろしくお願いします。

○議長(中村武弘君) 補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長(戸田秀生君) 第3号議案、平成30年度府中町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、補足して御説明いたします。

それでは、第1条について、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明いたします。

5ページをごらんください。歳入です。

款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)、現年度分は、歳出、地域支援事業費の増額補正に伴い、国から追加

交付を受けるもので、３１７万５，０００円の増額補正です。負担率は２５％です。

目 保険者機能強化推進交付金、現年度分は、歳出、地域支援事業費の特定財源として、平成３０年度に新たに創設されたもので、６４４万５，０００円の増額補正です。

款 支払基金交付金、項 支払基金交付金、目 地域支援事業交付金、現年度分は、歳出、地域支援事業費の増額補正に伴い、社会保険診療報酬支払基金から追加交付を受けるもので、３４２万８，０００円の増額補正です。負担率は２７％です。

款 県支出金、項 県補助金、目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、現年度分は、歳出、地域支援事業費の増額補正に伴い、県から追加交付を受けるもので、１５８万７，０００円の増額補正です。負担率は１２．５％です。

６ページです。

款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、現年度分は、歳出、地域支援事業費の増額補正に伴い、町負担分の繰り入れを行うもので、１５８万９，０００円の増額補正です。

項 基金繰入金、目 介護給付費準備基金繰入金は、３５２万２，０００円の減額補正です。歳出、地域支援事業費の増額補正に伴い、第１号被保険者の負担分として、２９２万３，０００円を増額すべきところですが、新たに創設された保険者機能強化推進交付金６４４万５，０００円を充当した結果、第１号被保険者負担分が減額となり、相殺した結果、３５２万２，０００円の減額補正となったものでございます。

７ページです。歳出です。

款 地域支援事業費、項 介護予防・生活支援サービス事業費、目 介護予防・生活支援サービス事業費（第１号訪問事業等）、介護予防・生活支援サービス事業（第１号訪問事業等）は、介護予防・生活支援サービスの利用者が当初の見込みを上回ったため、総合事業費委託料１，０６５万円を増額補正するものです。

目 介護予防ケアマネジメント事業費、介護予防ケアマネジメント事業は、介護予防ケアマネジメントの利用者が当初の見込みを上回ったため、介護予防ケアマネジメント事業委託料２０１万２，０００円を増額補正するものでございます。

８ページです。

項 包括的支援事業・任意事業費、目 総合相談事業費、総合相談事業、目 権利擁護事業費の権利擁護事業及び目 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の包

括的・継続的ケアマネジメント支援事業は、いずれも国庫支出金、保険者機能強化推進交付金の充当増に伴う財源振替で、補正額はありません。

項 その他諸費、目 審査支払手数料、審査支払手数料事業は、介護予防・生活支援サービスの利用が当初の見込みを上回ったため、手数料4万円を増額補正するものでございます。

補足説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し質疑を行います。質疑は5ページから8ページの歳入歳出を一括で行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第8、第11号議案、府中町退職手当基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第11号議案 平成31年3月8日提出。

府中町退職手当基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について。

府中町退職手当基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、昭和61年に広島県町村職員退職手当組合脱退による返

還金を元に基金を設置し、退職手当の支給に活用していたが、平成２３年度以降は基金運用することがなくなり、所期の目的を達成したため、条例を廃止するものであります。

補足説明につきましては、総務部長が行います。よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

総務部長。

○総務部長（坂本雅司君） 第１１号議案、府中町退職手当基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について、補足説明いたします。

廃止の理由でございますが、当該条例は広島県町村職員退職手当組合を脱退した昭和６１年に、退職手当を目的として立てていたお金を基金として受け入れるという運用を行うことで、この条例を制定をいたしました。昭和６１年以降、いわゆる団塊の世代の退職による退職金の一時的な増加であるとか、そういうことを考えて積立基金としたわけですが、実際には平成２２年度末からは基金を取り崩すこともなく、基金残高は現在６１万２，６０４円で、利子以外の運用もございません。

退職手当につきましては、一般財源で適正に予算確保しておりますので、当該基金はもう一定の役割を果たしたものと判断して基金を廃止し、残高を一般財源に繰り入れるというものでございます。

以上です。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（中村武弘君） 日程第9、第12号議案、府中町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第12号議案 平成31年3月8日提出。

府中町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について。

府中町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、並びに災害弔慰金等運営審査会の審議において、専門的な知識及び学識経験を有する者等の知見を積極的に活用するため、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明につきましては、福祉保健部長が行いますので、よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 府中町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、補足して説明させていただきます。

第12号議案参考資料をごらんください。

まず、改正の趣旨でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、並びに災害弔慰金等運営審査会の審議において、専門的な知識及び学識経験を有する者等の知見を積極的に活用するため、条例の一部を改正するものです。

続いて、改正事項の概要でございますが、改正の主な内容は3点ございます。

1点目は、災害援護資金に係る据置期間経過後の貸付利率は無利子とするというものです。

災害援護資金とは、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けを行うもので、これまで償還期間は10年間とし、据置期間の3年間は無利子で、その後は

年３％の貸付利率が必要でした。このたびの法改正により、３％以内で条例で定める率となったことから、市町村の政策判断に基づき、低い利率での貸し付けを行うことで、被災された方の負担が軽減されることとなります。

また、７月の豪雨災害においても、被災者が借りた利息相当額については、利子補給補助金として補助する予定としておりました。以上のことから、貸付利率は３％から無利子に変更するものです。

２点目は、政令に定める貸付条件から保証人に係る規定が削除されたことに伴い、条例の当該規定に係る部分を削除するというものです。

改正前の政令では、災害援護資金の貸し付けを受けようとする者は、保証人が必須でしたが、このたびの改正により保証人の部分が削除されています。これは、東日本大震災時の特例により保証人がいない場合でも、災害援護資金の貸し付けが認められた経緯を踏まえ、保証人を附すかどうかについては、市町村の判断で条例を定めることが適切であるという理由から削除されたものです。災害救助法の適用となるような大規模な災害など、災害の規模、被災者の状況によっては保証人の確保が極めて困難になる場合も想定され、保証人の規定に係る部分を削り、条例ではなく、条例施行規則の中で整理をしたいと考えております。

３点目は、災害弔慰金等運営審査会の委員の定数を６人から１０人以内に改め、任命の対象となる者に医師、学識経験者等を加えるというものです。

昨年の７月西日本豪雨災害時に、県内では土石流など直接的に亡くなられた方以外に、その後の避難所生活での体調の悪化や疲労など間接的な原因で亡くなられた方もおられます。実際、ことし２月５日では、呉市、東広島市など、県内では６名を災害関連死と新たに認定しております。この災害関連死という概念は、平成７年に発生した阪神・淡路大震災において生まれたものです。

今後は、負傷の悪化などで死亡するなど医学的な見地からの因果関係の審査が必要となってくると想定されますので、これまでの民生委員児童委員等のほかに医師や学識経験者などを加え、審査を行っていきたいと考えております。

最後に、施行期日ですが、法改正と同じ平成３１年４月１日としております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(中村武弘君) 日程第10、第13号議案、町道路線の認定についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(佐藤信治君) 第13号議案 平成31年3月8日提出。

町道路線の認定について。

次の道路を町道の路線として認定したいので、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、建築基準法第42条第1項第5号に規定する特定行政庁から位置の指定を受けた道路で、公共的生活道としての性格と目的を有するものであり、町において維持管理する必要があるためでございます。

補足説明は、建設部長が行います。よろしく申し上げます。

○議長(中村武弘君) 補足説明。

建設部長。

○建設部長(井上貴文君) 第13号議案、町道路線の認定について、補足して説明させていただきます。

次のページをごらんください。

町道の路線認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求

めるものでございます。

位置図をごらんください。

赤色部分がこのたび町道路線の認定を行うみくまり 26 号線でございます。

提案理由でございますが、この道路は建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の位置指定道路として、特定行政庁である広島県から昭和 63 年 2 月 24 日に指定を受けた道路で、延長が 71.7 メートル、幅員が 4 メートルから 8 メートル、転回場所が 2 カ所あり、町道編入基準を満たしているものでございます。

また、当該道路用地は、土地所有者 8 名全員が寄附申し込みをいただいております、公共性の高い生活道路として、町道の認定をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第 11、第 14 号議案、指定管理者の指定についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第 14 号議案 平成 31 年 3 月 8 日提出。

指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第

67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、地区センターの管理を行わせるため、指定管理者を指定するものでございます。

補足説明は、生活環境部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

生活環境部長。

○生活環境部長（金光一隆君） 第14号議案、指定管理者の指定について、補足して説明をさせていただきます。

府中町の地区センターである府中東地区センター、総社会館並びに鶴江地区センターの指定管理者の指定期間が平成31年3月31日をもって満了となるため、引き続き各小学校区の地域を代表する町内会長、自治会長で構成しておりますそれぞれの運営委員会を、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの間、指定管理者として指定を行うものでございます。

なお、指定管理者の指定につきましては、施設の性格、規模、機能等を考慮して設置目的を効果的に達成するため、地域の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が期待できると思慮されることから、公募によらないこととして、各運営委員会を指定管理者と選定しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（中村武弘君） 日程第12、第15号議案、人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題に供します。

本件について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第15号議案 平成31年3月8日提出。

人権擁護委員の候補者の推薦について。

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

府中町長 佐藤信治

推薦する候補者でございますが、住所は広島県安芸郡府中町瀬戸ハイム一丁目13番16号、氏名は高石寛智氏でございます。

提案理由は、人権擁護委員の任期が満了となるため、人権擁護委員を推薦することについて、議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員の委嘱につきましては、法務大臣が行うものでありますが、その候補者については市町村長が議会の意見を聞いて推薦しなければならないとされております。そのため、本会議において提案させていただくものでございます。

任期満了となります現在の人権擁護委員さんは、鈴岡章子氏でありまして、本年6月3日をもって満了されます。

候補者の高石寛智氏の経歴について、簡単に説明させていただきます。

昭和33年生まれ、61歳の男性で、昭和55年3月に大学を御卒業後、同年4月から昨年3月まで府中町の職員として勤務をされております。府中町では、平成20年に税務課長、平成22年に企画課長、平成23年に企画財政部次長、平成24年から昨年度末の退職まで企画財政部長を歴任されておられます。

同氏は、府中町の職員として温厚篤実な性格から同僚や部下からも信頼が厚く、協調性を第一に、平素から周りの職員への気配りを心がけ、明るく働きやすい職場環境づくりに努めてこられました。皆さんも十分御存じのことかと思います。

また、行政職場においてさまざまな分野での業務を経験されており、その経験が広く社会の実情に通じた人権擁護委員の活動に生かされるものと考えております。つき

ましては、高石寛智氏を人権擁護委員として推薦させていただきたいというものでございます。

任期は、平成31年7月1日から平成34年6月30日までの3年ということでございます。

提案説明は以上でございます。補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 以上で提案説明を終わります。

ここでお諮りします。

本案は人事案件につき、慣例に従いまして、質疑、討論を省略し、原案者を適任とすることに決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案者を適任とすることに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。

本日はこれをもって散会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会とし、次回は3月11日午前9時30分から会議を開きます。御苦労さまでした。

（散会 午前11時57分）